

熊本県公報

第 1 1 6 3 4 号
平成 19 年 12 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課) 1
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 1
○ "	(") 2
○ "	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 2
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 2
○障害者自立支援法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 3
公 告	
○換地計画の決定	(農村整備課) 3
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了	(建 築 課) 3
○道路維持管理用緊急車輛 (2000cc クラスワゴン) 調達にかかる一般競争入札の実施	(管理調達課) 3
○県営土地改良事業の計画変更	(農村計画・技術管理課) 6
○熊本県環境影響評価条例に基づく公聴会の開催	(環境政策課) 6
○都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づく開発行為工事完了	(建 築 課) 10
登 載 依 頼	
○第 129 回熊本県都市計画審議会の開催	(都市計画課) 10
正 誤	
○平成 14 年 3 月 29 日熊本県告示第 266 号 (熊本県が管理する港湾及び港湾区域) 中	(港 湾 課) 11

告 示

熊本県告示第 1032 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者 (柔道整復)〕

指定番号	施術所名称	施 術 者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 44	整骨院 啓	猿渡 祐輔	荒尾市原万田字八反田 630-1 ロックタウン荒尾	平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1033 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県球磨郡あさぎり町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、球磨郡あさぎり町 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
あさぎり町 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
 県球磨地域振興局並びにあさぎり町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1034 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
天草市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
 県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1035 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定
 施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
 県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1036 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業
 所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
へるぶねっと 菊池市隈府 494 番地	社会福祉法人菊愛会	平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1037 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス
 事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
へるぶねっと 菊池市隈府 494 番地	社会福祉法人菊愛会	平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1038 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類
和 玉名市月田 2107 番地 3	有限会社 訪問看護ステーション和 玉名市月田 2107 番地 3 宮本 和子	平成 19 年 11 月 30 日	4310400157	居宅介護
あさひ園障害福祉サービス事業所 八代市上日置町 2345 番地	社会福祉法人 郷寿会 八代市上日置町 2345 番地 福嶋 隆	平成 19 年 11 月 30 日	4310200292	居宅介護

公 告**熊本県公告第 985 号**

県営苓北二期地区（轟工区）土地改良事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 13 日から
平成 20 年 1 月 17 日まで
- 縦覧の場所 苓北町役場
- 縦覧に供する書類の名称
 - 換地設計書
 - 各筆換地明細書
 - 清算金明細書
 - 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 986 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字惣領字西大道 1606 番 2 及び同 1606 番 3
3,551.88 平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市馬渡二丁目 12 番 35 号
株式会社シアーズホーム
上益城郡益城町大字福富 697 番地
富田 結城

熊本県公告第 987 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 競争入札に付する事項
 - 調達物品及び数量
道路維持管理用緊急車輛（2000cc クラスワゴン） 1 台
 - 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び道路維持管理用緊急車輛仕様書のとおり
 - 納入期限
平成 20 年 3 月 27 日（木）

- (4) 納入場所
熊本県土木部道路整備課
- (5) 電子入札に関する事項
本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。
- (6) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 6 の（3）記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。
 - (6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県土木部監理課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 12 月 12 日（水）から平成 19 年 12 月 28 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日（水）までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日（水）から平成 21 年 7 月 31 日（金）まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
 - (1) 提出期間
平成 19 年 12 月 12 日（水）から平成 20 年 1 月 9 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出書類
 - ア 競争入札参加資格確認申請書
 - イ 2 の (6) に係る書類 (仕様適合証明書)
 - ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5 に記載する場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧 (交付) 期間及び場所
 - ア 閲覧 (交付) 期間
平成 19 年 12 月 12 日 (水) から平成 20 年 1 月 9 日 (水) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
 - イ 閲覧 (交付) 方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は 5 に記載する場所にて交付
 - (3) 入札及び開札の日時・場所
 - ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 6 時 ~ 24 時) により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 20 年 1 月 16 日 (水) 午後 5 時
 - イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 1 月 17 日 (木) 午前 10 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
 - ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
 - (4) 入札書の提出方法
 - ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
 - イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 20 年 1 月 16 日 (水) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
 - イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ くじ番号の記入のない入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
 - ケ 二以上の意思表示を行った入札
 - コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札保証金
免除する。
 - (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これを履行しなすべしと誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 988 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営苓北二期地区（下鶴工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 12 月 13 日から平成 20 年 1 月 17 日まで
- 3 縦覧場所
苓北町役場

熊本県公告第 989 号

熊本県環境影響評価条例（平成 12 年熊本県条例第 61 号）第 19 条第 1 項の規定により公聴会を開催することとし、同条例施行規則（平成 12 年熊本県規則第 56 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 事業者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 株式会社 IWD 東亜熊本 代表取締役 小林 景子
 - (2) 住所 熊本県水俣市長崎 1520 番地 43
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 - (1) 名称 IWD 東亜熊本 最終処分場事業
 - (2) 種類 管理型最終処分場の設置
 - (3) 規模 事業実施区域面積 834,000㎡
- 3 対象事業実施区域の位置
熊本県水俣市長崎字東山、字馬尼田、湯出字清水、字建壁、字村上、字村下の各一部
- 4 公聴会の開催を予定する日時及び場所
 - (1) 日時 平成 20 年 1 月 14 日（月）午前 10 時から午後 6 時まで
 - (2) 場所 水俣市文化会館（水俣市牧ノ内 8-1）

注 1 公述人の人数等によっては、終了時間が繰り上げ、又は繰り下げになる場合がある。

2 公述の申出が多数で、当日すべての公述人が公述できない場合は、同月 18 日（金）の同時刻から同場所において公聴会を再開する。
- 5 公聴会において意見を聴こうとする事項
対象事業の環境影響評価準備書に係る環境の保全の見地からの意見
- 6 公述の申出に関する事項
公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述人」という。）は、平成 20 年 1 月 4 日（金）まで（必着）に、次に掲げる事項を記載した知事あての書面（以下「公述申出書」という。別紙様式を参照のこと。）を持参又は郵送により提出するものとする。
なお、郵送の際は、封筒の表に「申出書在中」と朱書すること。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公述人の氏名及び職名。氏名又は名称には振り仮名を付けること。）
 - (2) 連絡先の電話番号
 - (3) 対象事業の名称
 - (4) 環境の保全の見地からの意見の要旨（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）
 - (5) 提出先
〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課
- 7 公述に関する注意事項
- (1) 公述の順番は、公述申出書の受付順とする。
 - (2) 公述時間（公述人が意見を述べる時間）については、1 人につき 10 分程度を予定している。（公述人が多数あるときその他公聴会の目的を達成するために必要と認めるときは、公述時間を定める。その場合には、あらかじめ公述人に通知する。）
 - (3) 公述人は、日本語により陳述するものとする。
 - (4) 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。
 - (5) 公聴会において発言できるのは公述人に限るものとし、その発言は前記 5 の範囲を超えてはならない。
 - (6) 対象事業の事業内容や準備書について県又は事業者からの説明・質疑応答は行わない。
- 8 傍聴について
傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、開催会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。入場は受付順とする。
なお、開催場所の駐車場に限りがあるので、できるだけ公共交通機関を利用のこと。
- 9 開催の中止について
前記 6 の公述の申出がない場合には、開催を中止する。
- 10 問い合わせ先
熊本県環境生活部環境政策課
電話 096-333-2264（直通）

[illegible]

熊本県公告第 990 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代郡氷川町宮原字久保 243 番 1、同 246 番、同 246 番 2、同 247 番 1、同 247 番 3、同 248 番 2、同 251 番 5、同 251 番 6、同 251 番 7、同 252 番 7、同 247 番 1 地先、同有佐字宮前 207 番及び同 208 番
11,213.91 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八代郡氷川町島地 642 番地
氷川町長 浜田 洋

登 載 依 頼**熊本県都市計画審議会公告第 2 号**

第 129 回熊本県都市計画審議会を次のとおり開催します。

平成 19 年 12 月 12 日

熊本県都市計画審議会
会長 両 角 光 男

- 1 開催日時
平成 19 年 12 月 19 日（水曜日）
午後 1 時 30 分から
- 2 開催場所
熊本県庁新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 案件
【審議】
 - (1) 建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく産業廃棄物処理施設の位置の件
【熊本都市計画区域（熊本市）：廃プラスチック類及び木くず破碎施設】
 - (2) 熊本都市計画道路の変更の件
【熊本都市計画区域（熊本市）：上熊本弓削線】
 - (3) 大津都市計画道路の変更の件（大臣同意有り）
【大津都市計画区域：室吹田線外 1 路線】
 - (4) 大津都市計画道路の変更の件（大臣同意無し）
【大津都市計画区域：引水室線外 6 路線】
- 4 傍聴者の定員
20 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 審議会の傍聴を希望される方は、受付時間内に受付において整理券を配布します。
 - (2) 受付時間は、審議会開会の 1 時間前から 10 分前までとします。
 - (3) (1) において配布した整理券を持って、午後 1 時 20 分に受付に集合してください。
 - (4) 傍聴を希望される方の総数が傍聴者の定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定します。
 - (5) 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い、会場に入室することができます。
- 6 傍聴するにあたっての守るべき事項
傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。
 - ① 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を意思表示することはできません。
 - ② はり紙、旗、プラカードの提出、はち巻、腕章の類を身につける等示威的行為はできません。
 - ③ 会場内での飲食はできません。
 - ④ 会場において、写真撮影、録画、録音等はできません。
 - ⑤ 会場内で携帯電話等の通信機器を使用することはできません。
 - ⑥ その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。※ 上記のほか、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
※ 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、退場していただく場合があります。
- 7 非公開の案件
今回の審議会では「3 案件」のうち、【審議】(1) については、「審議会等の会議の公開に関する指針第 3 公開の基準」ア又はイに該当するため非公開とし、傍聴はできません。
他の案件については、公開としますが、公開の案件の審議中であっても、「審議会等の

会議の公開に関する指針」第 3 公開の基準に該当する場合に至ったときには、あらかじめ公開非公開の決定権限を会長に委任しておりますので、会長の判断により公開、非公開の別を決定することとしています。

8 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県都市計画審議会事務局（熊本県土木部都市計画課計画調整係）

（電話 096-333-2520（直通））

正 誤

平成 14 年 3 月 29 日熊本県告示第 266 号（熊本県が管理する港湾及び港湾区域）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
17	上段 21 ～下段 3	八代港干拓北堤と郡築堤との交点（北緯 32 度 32 分 <u>24.210</u> 秒、東経 130 度 33 分 <u>41.667</u> 秒）から北に 500 メートルの郡築堤防上の標柱（北緯 32 度 32 分 <u>32.210</u> 秒、東経 130 度 33 分 <u>52.665</u> 秒）、同標柱から <u>298 度 20 分 3490</u> メートルの地点、同地点から <u>208 度 12530</u> メートルの地点、同地点から <u>118 度 50 分 2730</u> メートルの地点、同地点から <u>33 度 40 分 8830</u> メートルの地点、同地点から中北町西北端の標柱（北緯 32 度 29 分 <u>58.221</u> 秒、東経 130 度 34 分 <u>31.664</u> 秒）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに前川新前川橋下流の河川水面	八代港干拓北堤と郡築堤との交点（北緯 32 度 32 分 <u>15.766</u> 秒、東経 130 度 33 分 <u>44.649</u> 秒）から北に 500 メートルの郡築堤防上の標柱（北緯 32 度 32 分 <u>29.927</u> 秒、東経 130 度 33 分 <u>54.017</u> 秒）、同標柱から <u>297 度 26 分 3550</u> メートルの地点、同地点から <u>208 度 9 分 12430</u> メートルの地点、同地点から <u>117 度 41 分 2760</u> メートルの地点、同地点から <u>34 度 22 分 8760</u> メートルの地点、同地点から中北町西北端の標柱（北緯 32 度 29 分 <u>55.561</u> 秒、東経 130 度 34 分 <u>35.330</u> 秒）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに前川新前川橋下流の河川水面

